

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:桂川町ハザードマップ)

町内の中心部を南北に流れる泉河内川周辺は、2.0～5.0未満の浸水予想エリアが大半で、5.0以上の浸水エリアが2か所存在し、特に寿命交差点から土居交差点までの住宅地と事業所が点在するエリアは2.0～5.0未満の浸水予想として警戒が必要である。

(土砂災害:桂川町ハザードマップ)

山間の内山田地区の一部および寿命地区の塔ノ山斜面、中屋地区の一部の急傾斜地は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。これらの地区には、商工業の集積地はないものの事業所が点在している。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱の地震が今後30年間で54.7%の確率で発生するといわれている。

(その他)

当町は町内に21か所の防災重点ため池があり、これらの氾濫や決壊、それに伴う土砂災害にも注意が必要である。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。又、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。

(2)商工業者の状況

・商工業者等数 383人(出典:令和元年11月30日現在当会独自調査による名簿)

・小規模事業者数 341人(出典:令和元年11月30日現在当会独自調査による名簿)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地上場等)
商工業者	製造業	41	31	天道工業団地に一部集中している
	建設業	66	63	広く町内に分散している
	卸・小売業	116	105	国道200号線沿いに多い
	サービス	88	82	広く町内に分散している
	その他	72	60	広く町内に分散している
合計		383	341	

(3)これまでの取組

1) 当町の取組

- ・「桂川町地域防災計画」の策定（平成12年3月策定）、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・「桂川町ハザードマップ」（平成31年3月発行）
- ・「わが家の防災ハンドブック」（平成27年3月刊行）

2) 桂川町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者に対する事業者BCP策定支援
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症患者が発生した場合には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1.事前の対策>

1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者に周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気施設の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2)商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年12月までに事業継続計画を作成。

3)関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4)フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・桂川町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を年に1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5)当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2.発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対策の実施可否の確認

発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する)

- ・国内感染者発生時には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2)応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が生じている。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

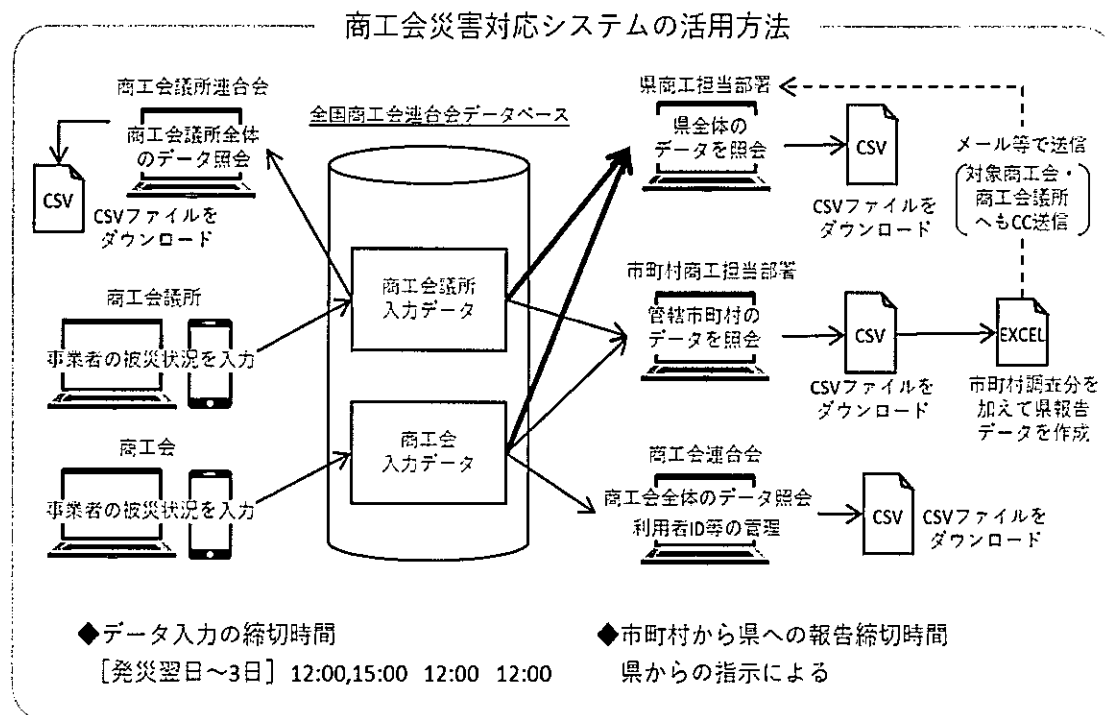
期 間	共有回数
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 か月	3 日に 1 回共有する
1 か月目以降	1 週間に 1 回共有する

- ・当町でとりまとめた「桂川町地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3.発災時における連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会と当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・ 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、1日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県から指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(年 月現在)	
(令和2年12月現在)	
(1)実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等) <pre>graph TD A[桂川町商工会 事務局長] --- B[桂川町商工会 法定経営指導員] C[桂川町 産業振興課 課長] --- D[桂川町 産業振興課] B -- 連携 --> D B -- 連絡調整 --> D D <--> 確認 E[桂川町 総務課] D <--> 連携 E</pre>	
(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 梅田 将文 / 連絡先は下記3 ①を参照) ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3)商工会、関係市町村連絡先 ① 桂川町商工会 〒820-0607 福岡県嘉穂郡桂川町土師2158-3 TEL : 0948-65-0020 / FAX : 0948-65-0137 E-mail: keisen@shokokai.ne.jp ② 関係市町村 桂川町役場 総務課 〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424-1 TEL : 0948-65-1100 / FAX : 0948-65-3424 E-mail: info@town.keisen.fukuoka.jp ※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
必要な資金の額	150	210	210	210	210
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・セミナー	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ配布費用	60	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、桂川町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和広 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップwebアプリ、損害保険見直し） ・BCP策定（「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナー）
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 役割：セミナー・個別説明によるリスク回避方法の提案、専門的情報の提供。 効果：事前対策の実施により発災時の損害軽減を図ることができる。
連携体制図等
<pre> graph TD A[地区内小規模事業者] B[桂川町商工会] C[あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店] B <--> 連携 C B --> A C --> A </pre>